

# 立川市緑の基本計画改定について

## 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を定めるものであり、緑地の保全、公共施設や民有地の緑化、公園の整備・管理など、市内の緑全般を対象として、市民の身近にある水や緑、生きものと調和したまちづくりを進めていくための基本となる計画です。

## 2 計画改定の背景

### (1) 本市におけるこれまでの取組

本市では、「立川市オープンスペース基本計画」（昭和48（1973）年3月）、「立川市みどりの基本計画」（平成2（1990）年3月）など、緑の基本計画が法制化される以前から緑の保全と緑化の推進に関する計画を策定し、市内の貴重な自然環境や人々がはぐくんできた郷土景観を守り、伝えるとともに、新たな緑を創出する取組を市民とともに進めてきました。

平成11（1999）年3月に策定した現行の「立川市緑の基本計画」は、平成32（2020）年を目標年次とし、3つの視点『人』をつなぐ：市民と地域を結ぶ、『時』をつなぐ：歴史性と立川らしさのある緑の継承、『緑』をつなぐ：水と緑がつくる構造の強化のもとに6つの基本方針を設定し、緑地の保全や緑化の推進に関する様々な施策を進めてきました。

### (2) 国や東京都の動き

現行の「立川市緑の基本計画」の策定以降、本市の緑を取り巻く情勢は、大きく変化しており、特に国の公園緑地政策に複数の大きな展開が見られました。

#### ①新たなステージに移行する緑とオープンスペース施策

平成28（2016）年5月に国土交通省が公表した『「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書』において、「緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき」との方向性が打ち出され、ストック効果の向上、民との連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用等の方針が示されました。この流れを受け、平成29（2017）年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）が施行され、Park-PFI制度、公園の活性化に関する協議会の設置、民間による市民緑地の整備をはじめ、新たな制度が導入されました。

## ②都市農地の位置づけの変化

平成 27 (2015) 年の都市農業振興基本法制定、その翌年の都市農業振興基本計画の閣議決定により、それまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけが、都市に「あるべきもの」へ大きく転換され、計画的に農地を保全することとなりました。これを受け、都市緑地法が改正され、対象とする緑地に「農地」を含むことが明記されました。

## ③環境保全の観点からも重要性を増す都市における緑の確保

生物多様性基本法（平成 20 (2010) 年）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 (2012) 年）の制定などを背景に、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、生物多様性保全対策として、都市における緑の確保は、重要性を増しています。

## ④東京都及び市区町村共同の取組

東京都においては、緑の持つ多様な機能を発揮させるとともに、緑の質の向上を図るため、東京都・特別区・市町村合同で策定した「緑確保の総合的な方針」、「都市計画公園・緑地の整備方針」により、市町村と協力して緑の減少の大きな要因である樹林地と農地の減少傾向の緩和、計画的な公園整備を進めています。

本市においても、国や東京都の動きを反映し、都市における緑の確保に向けた取組をさらに前進させていくことが求められます。

## (3) 計画改定の趣旨

このたび平成 32 (2020) 年に現行計画の目標年次を迎えることから、この間の社会経済情勢や地域の環境の変化、市の緑の実態及びこれまでの取組みの検証結果などを踏まえ、計画を改定するものです。

改定にあたっては、特に次の点を考慮して検討を進めます。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 本市の緑の実態、市のこれまでの取組の検証結果等をもとに課題を整理し、目標、施策を見直します。</li><li>② 市民アンケート、パブリックコメント等を通じて聴取する市民の意見を反映し、市民とともに緑を育み、増やす取組の充実を図ります。</li><li>③ 市の上位計画・関連計画（立川市長期総合計画、立川市都市計画マスタープラン、立川市環境基本計画等）、東京都の関連計画との整合、連携を図ります。</li><li>④ 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）をはじめ、最新の法令に基づく制度の活用を検討します。</li></ol> |
|---|

### 3 計画の位置づけ・対象区域・計画期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「立川市第4次長期総合計画」、「立川市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「立川市環境基本計画」、「立川市景観計画」をはじめとする各分野の個別計画、東京都の関連計画とも整合を図りつつ、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備・管理運営、緑に関する市民協働などの取組を進めます。

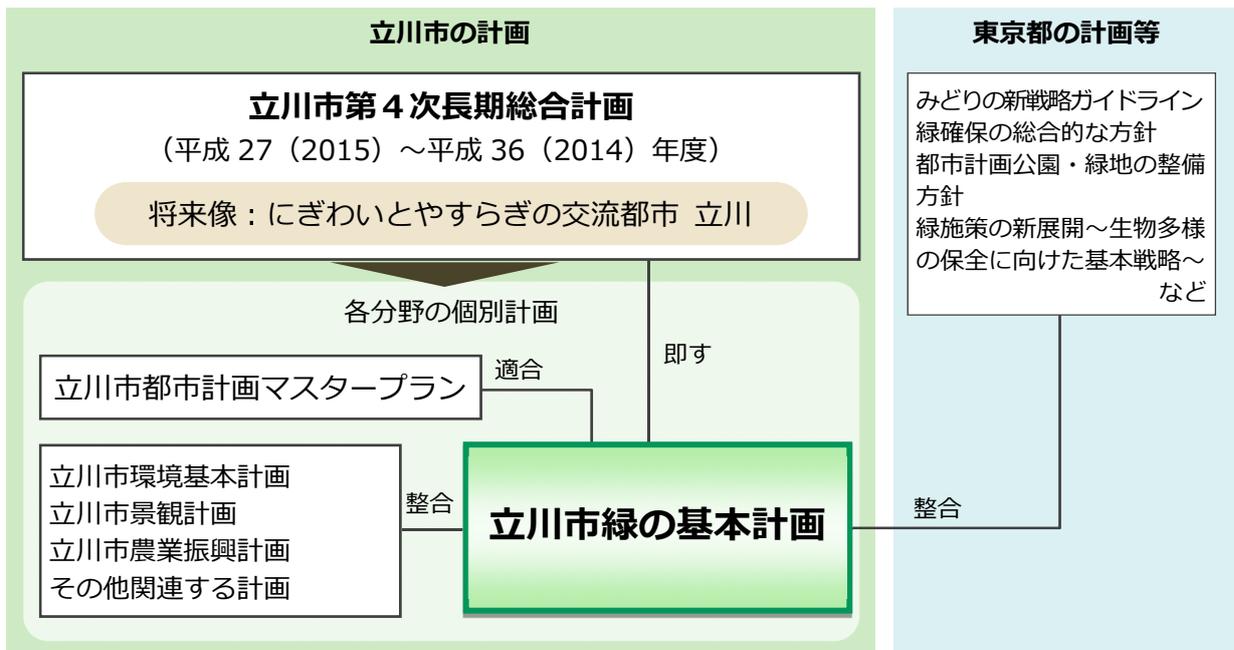


図 計画の位置づけ

#### (2) 対象区域

対象区域は立川市全域とします。

表 対象区域面積

都市計画決定面積	2,438.0ha
市街化区域	2,083.1ha
市街化調整区域	354.9ha

※国土地理院から平成27(2015)年3月に公表された「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」において本市の面積は2,436haに修正されましたが、本計画は平成29(2017)年度末時点における都市計画区域面積2,438haを対象区域の面積とします。

#### (3) 計画期間

計画期間は、平成32(2020)年度を初年度とし、中長期的な視点のもと、立川市の将来像を見据えつつ、「立川市第4次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」と整合を図るため、平成36(2024)年度を目標年次とする5年間の計画とします。

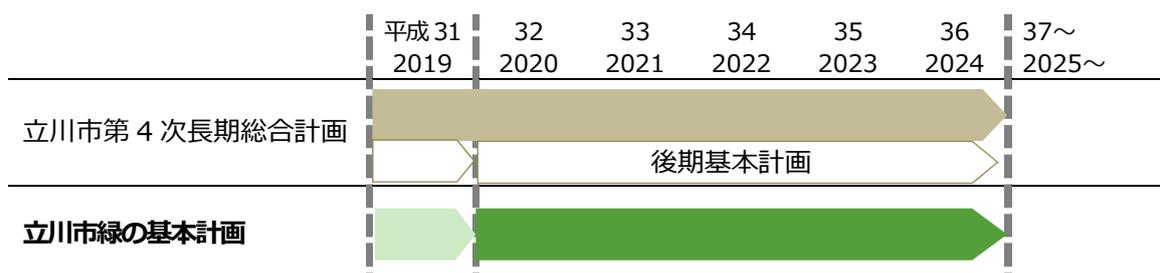


図 計画期間

## 4 緑の役割

都市の中で、緑は多様な機能を担っています。緑が多様な機能を発揮し、まちづくりに貢献していくことができるよう、市民、事業者、市が協力して緑の保全、創出、活用に取り組んでいくことが求められます。

<b>環境保全</b>	二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育空間としての機能
<b>安全・安心の確保 (防災・減災)</b>	大震火災時の避難地や延焼防止帯、急傾斜地や水害常襲地帯などの災害危険地の保護、雨水の浸透・貯留や遊水地としての洪水調節による水害の抑制
<b>健康・福祉の向上</b>	健康増進に資する運動の場、子どもや子育て世代が安心して遊べる空間、自立した生きがいの感じられる生活につながる地域活動の場の提供
<b>地域コミュニティ の醸成</b>	祭りなどの行事、地域による公園管理や樹林地管理活動などを通じた交流による、市民の地域への愛着の醸成や地域コミュニティの醸成
<b>経済・活力の向上</b>	観光地としての魅力増進、住宅・宅地の資産価値の向上などを通じた地域経済・活力の維持

図 緑が担う多様な機能

参考文献：国土技術政策総合研究所資料第 914 号「これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書」（平成 28 年 6 月）

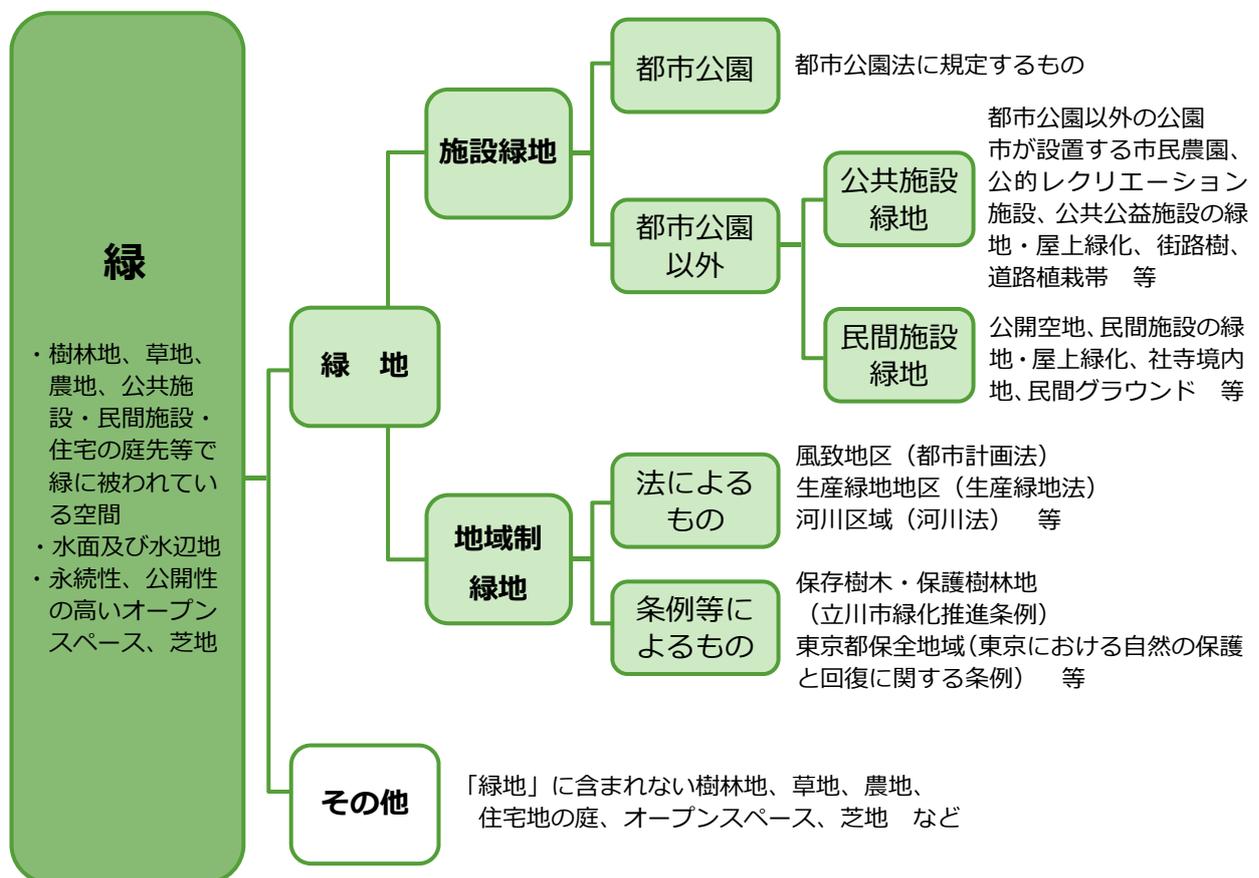
## 5 計画が対象とする緑

本計画では、都市緑地法第3条第1項の定義を踏まえつつ、広く次のものを「緑」として捉えます。

- ・樹林地（崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林等）、草地、農地及び公共施設・民間施設・住宅の庭先等で緑に被われている空間
- ・河川、用水・分水、池沼、湿地、湧水地等の水面及び水辺地
- ・緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース（公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分）や芝地

また、「緑」のうち、永続性や公開性の高い空間である、都市公園等の施設緑地及び都市緑地法をはじめとする関係法令の指定に基づく地域制緑地を「緑地」と表します。

### 【本計画が対象とする「緑」及び「緑地」】



#### ※都市緑地法第3条第1項による定義

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

（補足）従来、都市緑地法における「緑地」の定義に、農地は原則として含まれないとされてきましたが、平成29（2017）年6月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により、「農地であるものを含む」ことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象に位置付けられました。

## 6 検討体制

本計画は、市民、関係行政機関、学識経験者で構成する「立川市緑化推進協議会」を中心に、次の体制により改定に向けた検討を進めます。

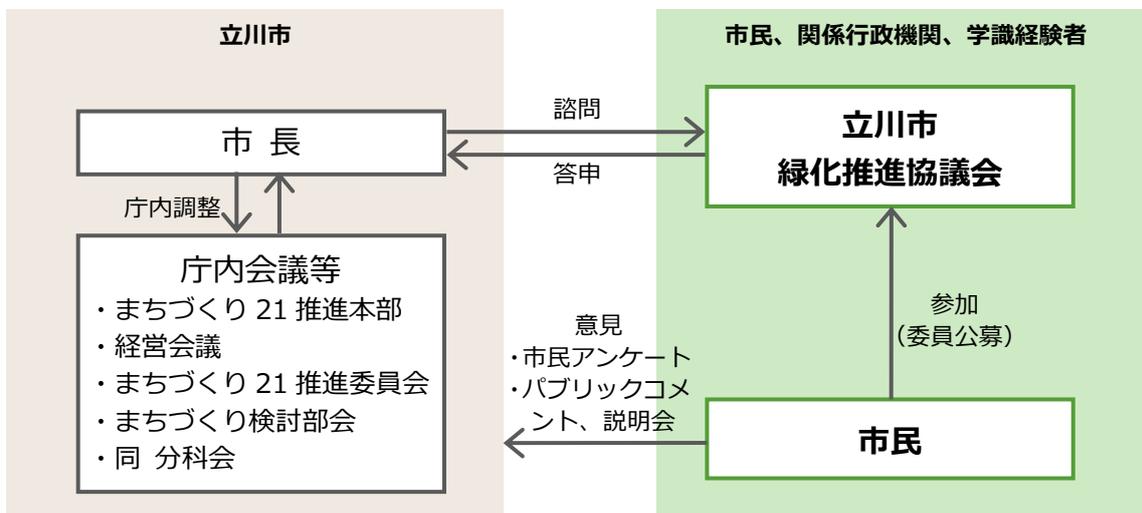


図 検討体制

## 7 今後の検討事項とスケジュール

### (1) 主な検討事項

主な検討事項	補足
立川市の緑の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の機能や構造等に着目した現況分析</li> <li>計画改定に向けた課題</li> </ul>
計画の目標と基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の将来像、緑地の保全及び緑化の推進に関する目標</li> <li>基本方針</li> </ul>
緑地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑が持つ多様な機能の発揮に向け、拠点となる緑、軸となる緑などの設定</li> </ul>
緑地の保全及び緑化の推進のための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の保全に関する取組</li> <li>緑化の推進に関する取組</li> <li>公園の整備、管理に関する取組</li> <li>市民、事業者と協働する取組 など</li> </ul>
地区別の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の特性をふまえた取組内容の設定</li> </ul>
計画の推進体制・進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の推進、進行管理の方策</li> </ul>

(2) スケジュール (予定)

	会議等	主な検討事項
平成 30 (2018) 年 9 月	市民アンケート実施	
平成 30 (2018) 年 11 月	第 1 回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 計画改定について</li> </ul>
平成 31 (2019) 年 2 月	第 2 回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート結果報告</li> <li>・ 緑の現況と課題</li> <li>・ 計画改定の視点</li> </ul>
平成 31 (2019) 年 6～7 月	第 3 回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定計画骨子案 (目標、基本方針、緑の配置方針等)</li> </ul>
平成 31 (2019) 年 10～11 月	第 4 回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定計画の具体的な取組 (市民が担う緑の保全、緑化の取組等)</li> <li>・ 地区別の計画</li> </ul>
平成 32 (2020) 年 1～2 月	第 5 回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定計画素案 (案)</li> </ul>
平成 32 (2020) 年 4 月	パブリックコメント 市民説明会	
平成 32 (2020) 年 5～6 月	第 6 回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申 (案)</li> </ul>
平成 32 (2020) 年 7 月	緑化推進協議会より 市長に答申	
平成 32 (2020) 年 9 月	計画案決定	
平成 32 (2020) 年 10 月	計画公表	